

# 第1章 総 則

## 第1 目的

この基準は、消防法（昭和23年法律第186号）第3章、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）等の規定に基づき行われる、さいたま市の危険物規制に関する事務を統一かつ合理的に処理するため、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2 用語

- 1 「法」とは、消防法（昭和23年法律第186号）をいう。
- 2 「危政令」とは、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）をいう。
- 3 「危規則」とは、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）をいう。
- 4 「危告示」とは、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和49年自治省告示第99号）をいう。
- 5 「施行令」とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- 6 「施行規則」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- 7 「建基法」とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- 8 「建基令」とは、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）をいう。
- 9 「J I S」とは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- 10 「条例」とは、さいたま市火災予防条例（平成13年条例第281号）をいう。
- 11 「市規則」とは、さいたま市危険物の規制に関する規則（平成13年規則第245号）をいう。

## 第3 運用上の留意事項

この基準は、危険物規制に関する事務処理及び技術上の基準における法令解釈又は運用基準に加え、消防機関として有する火災等の災害に係る知見や、危険物施設の事故事例に係る背景等から、危険物施設の安全性を向上するために当市が付加した行政指導事項を含むものである。

これらの行政指導事項は、危険物施設の関係者等に対して義務を課すものではなく、あくまでも相手方の任意の協力により実現されるものであることを前提とするものである。

### 指導事項凡例

- 無印：法令基準
- ▲：行政指導基準
- ：法令基準に行政指導を加えた基準

## 第4 基準の適用範囲

- 1 この基準は、令和3年4月1日から適用するものとする。
- 2 この基準適用の際、現に法第11条第1項の規定による許可を受けている危険物施設のうち、適用後の規定に適合しないものに係る技術基準等については、この基準にかかわらず、なお従前の例によるものとする。ただし、法令改正により技術基準が改正された場合は、当該改正に伴う経過措置によること。